

B型肝炎 ワクチン



2016年7月
京都民医連
かみの診療所

～2016年4月以降に生まれた赤ちゃんをお持ちのおうちのかたへ～
2016年10月1日から、B型肝炎予防ワクチンがいよいよ定期接種化されます。
2016年4月1日以降に生まれた赤ちゃんは、定期接種の対象となります。

Q 2016年10月より前に接種をすることはできますか？

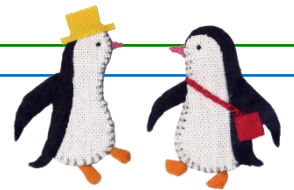
生後2カ月をすぎた赤ちゃんであれば接種出来ます。

もともと推奨される接種時期は生後2カ月、3ヶ月、7ヶ月。
その規定でいけば生後2か月から接種するのがベストです。
ただし、2016年9月30日までは、予防接種法上、任意接種の扱いとなり、
有料となります。

Q B型肝炎予防ワクチン定期接種の接種期限はありますか？

あります。接種期限は赤ちゃんが1歳の誕生日を迎える前日までです。

0歳の赤ちゃんのみが定期接種の対象になりますので、1歳を迎えてしまうと
任意接種の扱いとなり、接種料金（5500円）が発生します。
もちろん接種には何の問題もありません。



Q 接種回数は何回ですか？

3回です。1回目の注射から4週間以上あけて2回目の注射を行い、
1回目から20週以上の間隔をあけて、3回目の接種をします。

例えば、4月1日生まれの赤ちゃんは、2017年3月31日までに規定の間隔をあけて3回接種しなければなりません。

1回目の接種が遅れると、3回目の日程が苦しくなりますので気をつけてください。

Q B型肝炎ワクチンは全ての赤ちゃん分、確保されているのですか？

おそらく大丈夫との情報を得ていますが、10月以降のことは蓋をあけて
みないとわからないというのが本音です。

最大の不安材料は、B型肝炎ワクチンのシェア8割を担っていた、化血研（本社：
熊本市）が、4月の熊本地震で大きな被害を受けていること。

一方、もう一つのワクチンメーカーMSD社は、増産体制をとっており、計算上は
すべての対象ベビーに行き渡ることになっております。

赤ちゃんのはじめてのワクチンに関する御相談、随時受け付けております。
お問い合わせは かみの診療所受付まで（075-394-1460）